

2016年11月16日（水）

厚生労働省「受動喫煙防止対策強化検討チームワーキンググループ公開ヒアリング（第2回）」

# 受動喫煙防止対策について

～労働者にも顧客にも安全な環境を～

日本労働組合総連合会（連合）

## 1. 連合（日本労働組合総連合会）の概要

---

# 1-1. 連合（日本労働組合総連合会）の概要



## ITUC（国際労働組合総連合）

世界163ヶ国・地域、333組織、  
約1億8,089万人が加盟。

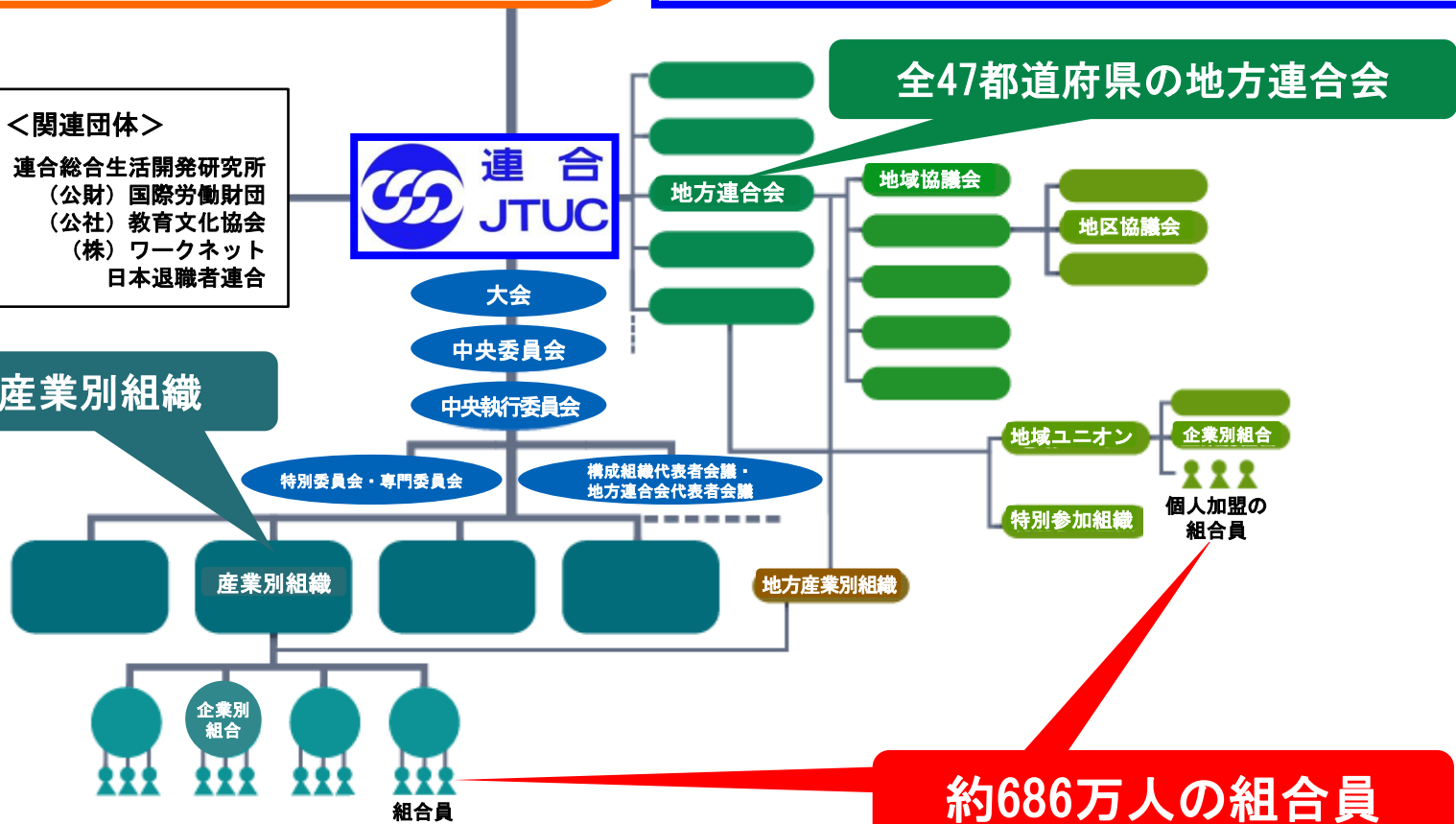


1989年11月21日結成。

日本の労働組合ナショナルセンター（全国中央組織）。  
製造業・小売業・運輸業・サービス業・公務員など  
あらゆる業種・職種の組合員が加盟。

**<関連団体>**  
(公財) 連合総合生活開発研究所  
(公財) 国際労働財団  
(公社) 教育文化協会  
(株) ワークネット  
日本退職者連合

**50の産業別組織**



**約686万人の組合員**

## 2. 受動喫煙防止対策に関する連合の意見

---

**労働者の健康障害防止の観点から、職場における受動喫煙防止対策を事業者の措置義務とするよう労働安全衛生法を改正する。**

労働者の健康障害防止の観点から、職場における受動喫煙防止対策を事業者の措置義務とするよう労働安全衛生法を改正する。

- (1) 事務所や工場など、下記(2)以外のすべての職場においては、全面禁煙もしくは喫煙室の設置による空間分煙とすることを義務付ける。
- (2) 飲食店やホテルなど、顧客が喫煙する場合も、一般の職場と同様に全面禁煙もしくは喫煙室または喫煙席の設置による空間分煙とすることを基本とする。

好事例の情報提供などを積極的に行うとともに、適切な対策がとられている事業場への「受動喫煙対策優良事業場マーク（仮称）」の交付など、すべての事業場における防止対策の推進につながる施策を推進する。

「職場における受動喫煙防止対策についての連合の考え方」（2010年10月21日）より

**受動喫煙防止対策は事業者の「義務」とすべき。  
2014年改正労働安全衛生法での「努力義務」への後退は問題。**

労働政策審議会「今後の職場における安全衛生対策について（建議）」(2010年12月22日)

### 3 職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化

- (1) 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の発効等の国際的な動向や受動喫煙の有害性に関する知識の普及、受動喫煙防止に関する労働者の意識の高まり等を踏まえ、労働者の健康障害防止という観点から、一般の事務所、工場等については、**全面禁煙や空間分煙とすることを事業者の義務とすることが適当**である。

労働政策審議会「今後の労働安全衛生対策について（建議）」(2013年12月24日)

### 8 職場における受動喫煙防止対策

平成22年の建議に基づく労働安全衛生法の一部を改正する法律案を踏まえつつ、一部の事業場で取組が遅れている中で**全面禁煙や空間分煙を事業者の義務とした場合、国が実施している現行の支援策がなくなり、その結果かえって取組が進まなくなるおそれがあるとの意見が出されたことにも十分に留意し**、また、建議後に受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場が増加していることも勘案し、**法案の内容を検討することが適当**である。

労働安全衛生法（平成26年法律第82号、2015年6月1日施行）

（受動喫煙の防止）

第68条の2 事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第71条第1項において同じ。）を防止するため、**当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるもの**とする。

### 3. 受動喫煙防止対策に関する職場からの声

特に顧客との関係で受動喫煙が考えられる  
職場の労働組合を対象に連合が実施した  
受動喫煙防止対策取り組み事例調査より  
(調査実施：2016年4～5月)

### 3-1. 現在実施している受動喫煙防止対策の内容は？

**公共交通機関では屋内完全禁煙または分煙化が進んでいる。  
一方、外食やホテル・旅館・レジャー関係では難しい側面も。**

- 【交通】
- ・バスセンターは喫煙所を設け（主に屋外）完全分煙。
  - ・お客様窓口、カウンターは完全禁煙。
  - ・ターミナル待合室、停留所待合室は完全禁煙。停留所はステッカー貼付で禁煙協力をお願い。
  - ・拠点となるバスセンターの屋内にガラス張りの喫煙室を設置。従来は屋外に喫煙場所を設置していたが、屋内に設置したことで、季節や天候に左右されず、バス発着も見逃さなくなった。
- 【外食】
- ・全面禁煙。
  - ・店舗改装による完全分煙化や喫煙室設置を順次進めている。
  - ・ランチタイム（15時まで）は時間帯禁煙、ランチタイム以降は座席分煙。
  - ・店舗改装で喫煙室を設置した場合は全時間帯禁煙。
  - ・ドリンクバーやトイレまでの通路など共有部分は禁煙席にする。
- 【宿泊】
- ・宴会場の全面禁煙化。館内の喫煙所を利用した空間分煙。
- 【旅行】
- ・接客スペースや事務所内は喫煙コーナー設置による空間分煙または完全禁煙。
- 【パチンコ】
- ・全館完全禁煙店舗の展開。
  - ・遊技台への分煙ボード（無色透明のプラスチック板）の設置。



## 3-2. 受動喫煙防止対策を導入して良かった点は？

**従業員（労働者）からは「働きやすい環境になった」。  
顧客（特に女性、家族連れ）からも好評。他社との差別化の効能も。**

### 【業種に関係なく、ほぼ共通して挙げられた点】

- ・ 非喫煙者には歓迎されている。
- ・ 特に女性や親子連れ、小さな子どもがいる顧客には好評。外国人にも好評。
- ・ ファミリー客が増えた店舗も。
- ・ 顧客の健康増進に寄与でき、公共性の高い事業を行う企業として社会的責任を果たすことができた。
- ・ 苦情がなくなった（苦情は喫煙者よりも非喫煙者から寄せられるため）。
- ・ 室内がきれいになった（天井、壁、照明器具などの汚れが減った）。
- ・ 以前は屋外の喫煙所に灰やゴミが散乱していたが、喫煙場所の移動により景観が良くなった。
- ・ 未成年への受動喫煙防止にも効果がある（高校生アルバイトもいるため）。
- ・ ウェブサイト上で禁煙や分煙を表示でき、他社との差別化につながった。
- ・ 他競合店との差別化につながっている部分も見られ、喫煙者・非喫煙者の両方に認められてきている。

### 【特定の業種に見られた点】

- ・ 業務特性から特別良かった点はない。（居酒屋）
- ・ 喫煙が認められている業界のため、（禁煙化が）良かったとの判断は今のところ不明。禁煙は嫌われる傾向にある。（パチンコ）

## コスト負担に対する補助制度。全国斉一。認定制度などによる企業のイメージアップ施策も。

連合「受動喫煙防止対策取り組み事例調査」より

#### 【補助制度】

- ・時代のニーズに合わせて対策する企業として当然だが、導入コストが進捗を妨げている可能性がある。
- ・店舗改装による費用負担が課題。国・自治体の補助制度が更に拡充していくことを希望。

#### 【全国斉一】

- ・条例などで禁煙や分煙を義務化すると、その自治体では飲食しないなどの機会ロスが発生。
- ・客数減少の可能性はある。全国斉一ではなく自治体ごとに条例が異なることで、完全禁煙が義務化される自治体とそうでない自治体が隣接する場合、後者への顧客流出が考えられる。

#### 【認定制度】

- ・国より受動喫煙防止対策優良対応店舗という証がほしい。
- ・「受動喫煙防止取り組み企業」として公表し、企業のイメージアップを。

#### 【その他】

- ・公共施設での喫煙場所の削減。電子タバコの法的な取り決め。
- ・飲食店は公共の場ということで、店内一律禁煙という考え方も今後必要では。
- ・コンビニなどの商業施設周辺で喫煙場所から道路にまで人がはみ出して喫煙しているケースが散見され、管理者である施設側へ要請しても、改善しようとする姿勢が見られないなど、限界を感じるケースも。
- ・ルールを逸脱した喫煙行為により健康を害する人がいることを一部の喫煙者が想像できない状況では、法的な対処を通じた喫煙者・非喫煙者がともに安全安心な生活のできる体制づくりが必要では。
- ・個人のモラルに任せざるを得ない部分もあるが、官民でのマナー啓発が必要。
- ・非喫煙者から見ると、喫煙者だけが喫煙を理由に席を外すことが多い。